

茨城県電気自動車等充電インフラ普及促進協議会設置要項

(設置)

第1条 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)の充電インフラの県内の普及促進を図るため、「茨城県電気自動車等充電インフラ普及促進協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 電気自動車等の充電インフラの普及促進に関すること
- (2) 電気自動車等の普及促進に関すること
- (3) その他充電インフラ及び電気自動車等に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織するものとし、本協議会は、県民生活環境部環境政策課長が主宰する。

(招集)

第4条 協議会は、必要に応じて招集する。

- 2 協議会には、前条に規定する者のほか、主宰者が必要と認めた者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、県民生活環境部環境政策課において行う。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主宰者が定める。

付 則

この要項は、令和5年1月27日から施行する。

別表

区 分	機関等名
関連団体	茨城県自動車販売店協会
	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合
	一般社団法人茨城県旅行業協会
エネルギー関連事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
	関彰商事株式会社
充電設備事業者	JFEテクノス株式会社
流通事業者	イオンリテール株式会社
	イオンモール株式会社
	株式会社ファミリーマート
行政機関	経済産業省関東経済産業局
	笠間市
(参考人) 高速道路	東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸管理事務所